

平成26年度 事務事業評価調書（平成25年度実績分）

事務事業名		浄化槽設置整備事業			
所管部局	環境部	部長名	黒田 直稔	予算事業名	◎浄化槽設置費補助金
所管部署	環境保全課	所属長名	山本 昭男	予算事業科目(平成26年度)	010401040270

1 事業の位置付け

2011 高知市 総合計画・実施計画 施策体系での位置付け					
施策の大綱	01 共生の環	施策 取組 方針	生活排水による水質汚濁を防止するために、下水道普及率の向上に取り組むとともに、処理水質の確保のための適切な施設管理に努めます。 また、公共下水道と浄化槽処理との適切な役割分担による、地域の実情に即した生活排水対策を推進します。		
政策	03 環境汚染の防止				
施策	09 生活排水対策の推進				
2 事業の根拠・性格		法定受託事務			
法律・政令・省令	浄化槽設置整備事業国庫補助金交付要綱				
県条例・規則・要綱等	浄化槽設置整備事業実施要綱、浄化槽整備事業費補助金交付要綱				
市条例・規則・要綱等	補助金等の交付に関する条例、浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、浄化槽設置費補助金に関する募集要領				
その他(計画、覚書等)	第2次生活排水対策推進計画				

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	生活排水、公共用水域の水質			
意図	どのような状態にしていくのか	汚水処理人口普及率を向上させることで、汚濁負荷を削減し、公共用水域における水質環境基準を達成させる。			
手段	事業実施体制等	浄化槽を設置する個人への補助金の交付	事業開始年度	平成元年度	
			事業終了年度	-	
活動内容	どのような事業活動を行うのか	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽を設置する個人で補助を受けたい者を予算内で募集し（応募者多数の場合は抽選）、補助対象者を決定する。 ●補助対象者からの交付申請書類を審査し、現地調査により補助交付を決定する（交付決定後工事に着手）。 ●工事完了を現地確認した後、補助金を交付する。 ●国・県へ交付申請及び実績報告を行い、補助金を受取る。 			
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方		
	A	合併浄化槽補助基数(%)	適正な予算確保と執行（設置予定基数の95%を目標。設置基数/需要予想基数）		
	B				
	C				

4 事業の実績等

			23年度	24年度	25年度	26年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	目標	95	95	95	95	(実績) 23年度 267/265 24年度 210/292 25年度 113/139 平成24年度に下水道計画区域が拡大、平成25年度に補助要綱を改正し新築に対する補助を取りやめた。	
		実績	100.8	71.9	81.3			
	B	目標						
		実績						
	C	目標						
		実績						
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)	93,154	74,394	51,080	64,856		
		財源内訳	国費 (千円)	31,051	24,687	13,851		14,953
			県費 (千円)	31,051	24,687	13,851		14,953
			市債 (千円)					
			その他 (千円)					
			一般財源 (千円)	31,052	25,020	23,378		34,950
	翌年度への繰越額 (千円)							
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	10,800	11,100	10,950	10,800		
		正規職員 (千円)	10,800	11,100	10,950	10,800		
		その他 (千円)						
		人役数 (人)	1.50	1.50	1.50	1.50		
		正規職員 (人)	1.50	1.50	1.50	1.50		
		その他 (人)						
	総コスト= ① + ② (千円)		103,954	85,494	62,030	75,656		
市民1人当たりコスト (円)		308	253	184				
年度末住民基本台帳人数 (人)		337,875	338,397	336,845				
					総コスト/年度末人口			

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

- 浄化槽及び下水道の普及により河川の水質改善が図れている。
- 平成25年度の補助制度改正による汲み取り便所、単独浄化槽から合併浄化槽への転換数の増加。
- 設置への補助のみでなく、維持管理・法定検査への補助等により無管理浄化槽をなくすための施策を検討する必要がある。
- 下水道計画区域であるが、敷設がかなり先の予定となっている地区からの不満がある。
- 新築を補助対象外にしたことによる不満がある。

6 所属長評価

評価項目		評価基準	1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の 必要性	① 〔施策体系等での位置付け〕 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	A	4.0	下水道計画区域外において生活排水処理は、合併浄化槽の設置となるが個人負担が大きく、転換に踏み切れない市民は多数あり、補助金に対する市民ニーズは高いものがある。
		B (3) 一部結びつく			
		C (1) あまり結びつかない			
		D (0) 結びつかない			
② 〔市民ニーズの傾向〕 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	B			
	B (3) 横ばいである				
	C (1) 少ない、減少している				
	D (0) ほとんどない				
事業内容の 有効性	③ 〔成果の達成状況〕 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	B	3.0	単独浄化槽や汲み取り便所から合併浄化槽への転換を図る必要があり、補助制度の改正を行った。総補助基数は減少したが、改正目的である転換数は増加することができた。
		B (3) 概ね達成している			
		C (1) あまり順調ではない			
		D (0) 十分な成果を望めない			
④ 〔事業の手法・活動内容〕 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	B			
	B (3) 概ね妥当である				
	C (1) 検討の余地がある				
	D (0) 見直しが必要である				
事業実施の 効率性	⑤ 〔アウトソーシングの可能性〕 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	A	4.0	下水道部門との連携により、効率的に汚水処理人口普及率を向上していくことが必要である。
		B (3) 行政主体が望ましい			
		C (1) 検討の余地はある			
		D (0) 十分可能である			
⑥ 〔事業統合・連携・コスト削減〕 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	B			
	B (3) 概ね効率的にできている				
	C (1) 検討の余地がある				
	D (0) 十分可能である				
事業実施の 公平性	⑦ 〔受益者の偏り〕 事業の受益者が特定の個人（団体）等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	A	5.0	公平性及び負担とも適正である。
		B (3) 概ね保たれている			
		C (1) 偏っている			
		D (0) 公平性を欠いている			
⑧ 〔受益者負担の適正化〕 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	A			
	B (3) 概ね適正な負担割合である				
	C (1) 検討の余地がある				
	D (0) 検討すべきである				
総合 点	16.0	総合 評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			B 改善を検討し、事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)		
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 部局長評価

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	本市の生活排水対策の一翼を担う重要施策であることから、今後とも国庫補助等を活用して汲み取り槽等から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。
B 改善を検討し、事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--